

有機転換推進事業費補助金交付等要綱

令和5年5月23日 決裁

(目的)

第1条 県は別記に規定する事業の実施に対して、予算の範囲内において有機転換推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急対策交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 本事業の実施に関して必要な事項は、第3条から第14条までに定めるもののほか、別記に定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 本事業の補助対象経費及び補助額等は、別表に定めるところによる。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の様式)

第7条 事業実施主体は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更（中止・廃止）について知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第3号による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内または3月20日までのいずれか早い日を原則とする。

(確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の額の確定通知書を受けた事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、様式第6号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

(書類の整備等)

第12条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 事業実施主体は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したとするものとする。

(書類の経由)

第14条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、本事業の取組を行う農地の所在地を所管する農林振興センター所長を経由するものとする。

なお、本事業の取組を行う農地を複数の農林振興センターが所管する場合は、本事業の取組を行う農地の合計面積が最も大きい農林振興センター所長を経由するものとする。

附 則

本要綱は、令和5年5月23日から施行する。

別表（第3条、第7条、第8条関係）

補助対象経費	別記に規定する事業の実施に要する経費
補助額	定額
重要な変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 補助金の増 4 補助金の30%を超える減

別添

暴力団排除に関する誓約事項

事業実施主体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

住所
事業実施主体名

令和 年度有機転換推進事業費補助金の交付を別紙様式 1 のとおり受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

別紙様式 1

1 補助金交付申請額

円

2 補助事業等の目的及び内容

3 経費の配分

事業概要	交付対象経費 (県費)	備考
	円	

(注) その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

4 事業完了予定年月日

5 添付資料

有機転換推進事業費補助金交付等要綱の別記の第3の1に規定する有機転換推進事業交付申請書の写し

その他特に知事が必要と認めるもの

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度有機転換推進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払とする。
- 3 交付の条件
 - (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）、有機転換推進事業費補助金交付等要綱（令和 5 年〇月〇日農林部長決裁。以下「交付等要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
 - (2) 事業実施主体は、交付等要綱の別表の欄に掲げる重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(6) 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度有機転換推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 へ

住所
事業実施主体名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた令和 年度有機転換推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので有機転換推進事業費補助金交付等要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容（中止・廃止を除く）

（以下、様式第1号の別紙様式1に準じて記載し、変更部分を2段書きにし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）

（注）変更後の有機転換推進事業交付申請書を添付し、変更部分を2段書きにし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

様式第4号（第9条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 へ

住所
事業実施主体名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた有機
転換推進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の
規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）

- 1 記の記載要領は、様式第1号の別紙様式1に準ずるものとする。この場合、
「補助金交付申請額」は「補助金交付決定額」に、「補助事業等の目的及び内
容」を「補助事業等の成果」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」
に、書き換えるものとする。
- 2 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分
を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 添付書類については、交付等要綱の別記の第7の実施状況の報告に係る書
類とする。

様式第5号（第10条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金交付額確定通知書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 へ

住所
事業実施主体名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした令和 年
度有機転換推進事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第
号で提出のあった実績報告書に基づき、金 円と確定したので、補助金等
の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

様式第6号（第11条関係）

令和 年度有機転換推進事業費補助金請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 へ

住所
事業実施主体名

令和 年度有機転換推進事業費補助金について、有機転換推進事業費補助金交付等要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

振込口座

〇〇銀行〇〇支店
口座名義人（カナ）〇〇〇〇
普通・当座 〇〇〇〇〇〇

※振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義がわかる箇所）を添付すること。

別記

有機転換推進事業

第1 事業内容等

1 事業内容

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援する。

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急対策交付等要綱」という。）によるものとする。

2 定義

本事業における用語の定義については、国緊急対策交付等要綱の別記2の第1の2に定めるとおりとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、国緊急対策交付等要綱の別記2の第2の2に定める交付申請者とする。

第3 実施要件

1 事業実施主体は、取組を行う農地において実施する有機栽培管理シート（別紙様式第1号-2）及び有機転換チェックシート（別紙様式第1号-3）を作成し、県が指定する日までに有機転換推進事業交付申請書（別紙様式第1号-1）とあわせて、知事に提出するものとする。

2 出荷・販売の実績報告等

（1）事業実施主体は、本事業の対象ほ場で生産した農産物について、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して知事に提出すること。

（2）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「自家加工販売（直売所等での販売）計画書」（別紙様式第2号）を作成して、有機転換推進事業交付申請書（別紙様式第1号-1）とあわせて、知事に提出すること。

第4 交付単価

交付単価は2万円/10a以内とする。

ただし、事業実施主体の申請に当たっての下限面積は10aとする。

第5 対象農地の考え方

補助金の算定の対象となる農地は以下のとおりとする。

1 原則として、埼玉県内において、交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地であり、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。

2 交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地は含まない。

- 3 作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。
- 4 一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積を対象とする。
- 5 交付申請の前作において有機農業の取組が行われているほ場は含まないものとする。
- 6 肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。
- 7 水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これを含まない。

第6 成果目標

事業実施年の翌々年において事業の対象となる事業実施主体の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。

第7 実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施期間中、1月末日までに以下に定めるところにより、県に対して実施状況の報告を行うものとする。

- 1 別紙様式第1号-1に準じて、第3に定める要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が翌年に行われる品目を生産するなどの場合にあっては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付すること。
- 2 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）別表1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格別表2の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格別表1又は有機農産物規格別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付すること。

第8 実施状況の確認

- 1 県は、ほ場巡回等により、第7に基づき事業実施主体から提出された実施状況報告書の確認を行うものとする。
- 2 県は、審査の上、事業実施主体が補助金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、事業実施主体に確認結果を通知するものとする。

第9 事業成果の報告

- 1 事業実施主体は、別紙様式第1号-1に準じて、目標年度の翌年度の6月末までに、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、指導を行うものとする。

第10 補助金の返還

県は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、国緊急対策交付等要綱の別記2の第9に定めるところにより、

事業実施主体に補助金の返還を求めるものとする。

別紙様式第1号-1(別記関係)

有機転換推進事業交付申請書(報告書)

埼玉県知事 へ

「みどりの食料システム戦略緊急推進対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知)」及び「有機転換推進事業費補助金交付等要綱(令和5年 月 日農林部長決裁)」を了知した上で、有機転換推進事業の交付を受けたいので、下記のとおり申請(報告)します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

提出年月日 令和 年 月 日

交付申請者氏名

住所

電話番号

1. 計画面積

品目	有機農業生産予定面積(a)	備考
水稲		
麦類		
豆類		
いも類		
野菜 (葉茎菜類)		
野菜 (果菜類)		
野菜 (根菜類)		
果樹		
工芸作物		
花き		
その他		
合計		

(添付書類)

- ・有機栽培管理シート
- ・有機転換チェックシート
- ・その他事業実施主体が求める書類

有機転換チェックシート

土づくりを適切に実施しているか

- 実施している
- 実施していない

有害動植物の防除を適切に実施しているか

- 実施している
- 実施していない

有機農産物の日本農林規格に定める使用禁止資材を使用していないか

- 使用している
- 使用していない

有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか

- 使用している
- 有機栽培由来の種子、苗の入手が困難又は品種の維持更新に必要なため使用していない
- 使用していない

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないよう必要な措置を講じているか

- 講じている
- 講じていない

組み替えDNA技術を使用しているか

- 使用している
- 使用していない

放射線照射を行っているか

- 使用している
- 使用していない

これまで有機農業（実施要領第1の2（1）に定める農法）を実施していないか

- 実施していない
- 実施している

※この項目に誤りがあった場合、交付の対象となりませんので承知ください

上記内容に相違ありません

年 月 日

氏名

別紙様式第2号 (別記関係)

年 月 日

自家加工販売(直売所等での販売)計画書

(自家加工販売等農業者)住 所
氏 名 _____

1 自家加工販売(直売所等での販売)計画

有機農産物について、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、有機転換推進事業交付申請書(別紙様式第1号-1)に添付してください。

① 原料農産物使用計画

原料の有機農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商品名等	年間販売予定数量(単位: kg)	商品の販売形態 (該当する形態に○を付けてください)
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
		自出店販売・直売所・宅配販売・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先 (該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等	直売所等の名称:		
※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	所在地:		
	連絡先:		